

新型コロナウイルス感染症の労災補償 における休業補償給付請求について

令和5年5月8日以降に感染が確認（陽性確認）された方へ

休業補償給付請求書には、原則どおり
医師の証明が必要となります。

※（My HER-SYS や陽性結果通知書などの陽性結果が確認できる書類を医師の証明に代える取扱いは廃止されています。）

令和5年5月7日以前に感染が確認（陽性確認）された方へ

医療機関を受診せずに自宅療養を行っていた場合は、My HER-SYS や陽性結果通知書など、陽性結果が確認できる書類の添付を医師の証明の代わりとすることができます。

その他、新型コロナウイルス感染症に係る労災保険請求等については、労働基準監督署へお尋ねください。

滋賀県内の労働基準監督署

大津労働基準監督署	大津市打出浜 14-15	TEL077-522-6644（担当部署 労災課）
彦根労働基準監督署	彦根市西今町 58-3	TEL0749-22-0654（担当部署 労災課）
東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	TEL0748-41-3367（担当部署 労災課）